

独立行政法人 種苗管理センター

平成27年度及び第3期中期目標期間

実績と評価の概要

平成28年6月2日

国立研究開発法人

農業・食品産業技術総合研究機構

種苗管理センターの概要

1 概要

種苗管理センターは、食料自給率の向上や農業の6次産業化等に欠かせない、知的財産である植物新品種の保護・活用と農業生産の基本となる優良種苗の流通確保を図る「種苗法」等の実施を担う、国から移行した我が国唯一の種苗の管理に関する総合機関である。

2 業務内容

① 品種登録に係る栽培試験



② 農作物の種苗の検査



③ ばれいしょ、さとうきびの原原種の生産及び配布



④ 植物遺伝資源の保存及び増殖



⑤ 業務に係る技術に関する調査及び研究



種苗管理センターでは、「種苗」に共通して必要な専門知識や技術を有する人員、ほ場、温室や分析機器等を備えることにより、これらの業務を効率的かつ一体的に運営している。

種苗管理センターの概要

3 予算(27年度)

○ 収入 (単位:百万円)

運営費交付金	2,811
施設整備補助金	198
受託収入	50
諸収入	206
原原種売却収入	202
その他の収入	4
前年度からの繰越金	57
計	3,322

○ 支出 (単位:百万円)

業務経費	272
施設整備費	255
受託経費	50
一般管理費	276
人件費	2,410
統合に伴う準備経費	59
次年度への繰越金	0
計	3,322

4 人員(平成28年1月1日現在)

常勤役員3名、非常勤役員2名
 常勤職員298名
 ラスパイレス指数94.5(平成26年度)

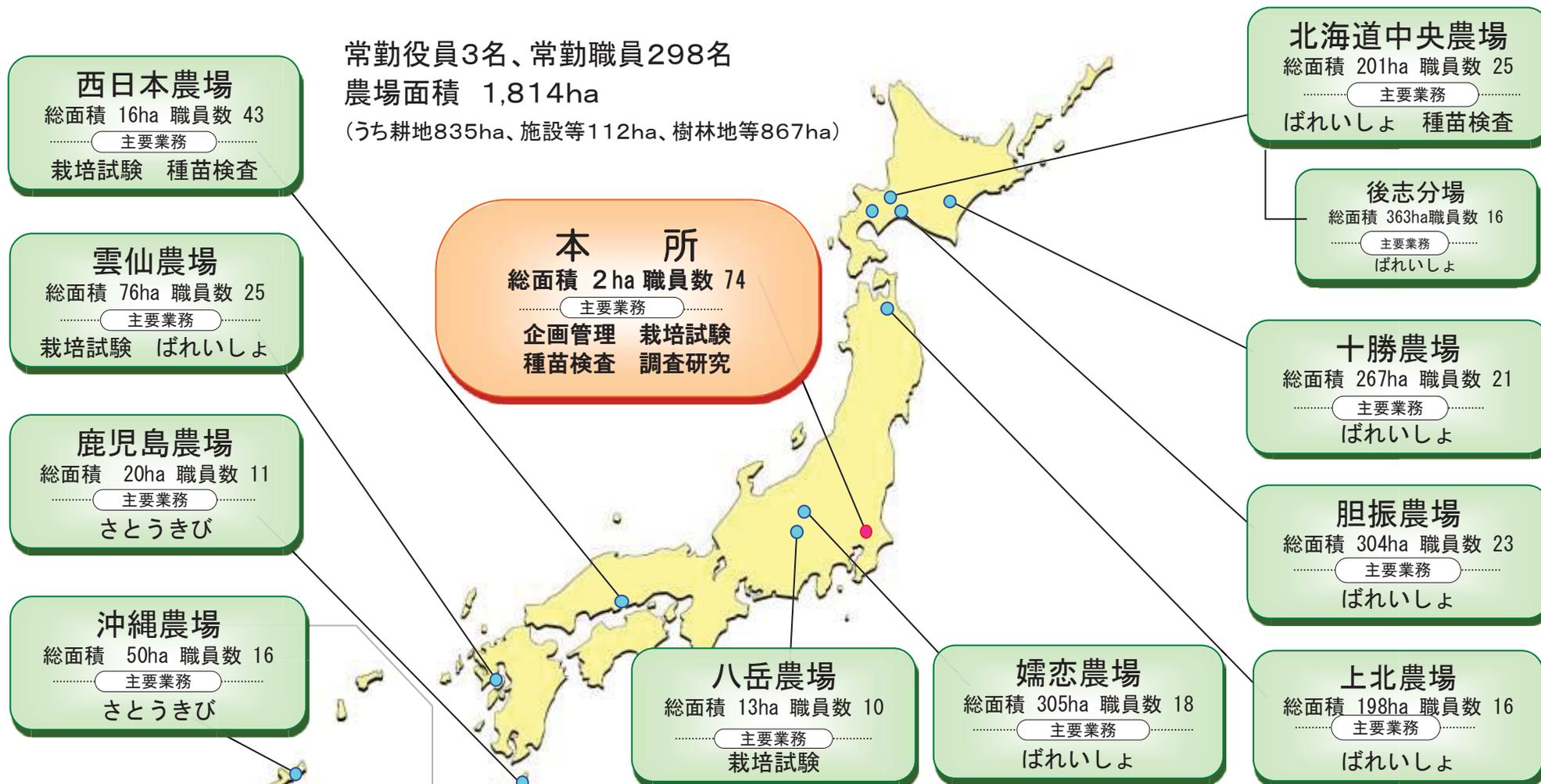
5 組織(平成28年1月1日現在)

種苗管理センターは、本所のほか10農場、1分場で構成



※常勤職員数は再雇用短時間勤務職員を含む

農場等の配置状況(平成28年1月1日現在)



(注)・常勤職員数は再雇用短時間勤務職員を含む
 ・ラウンドの関係で農場面積計と内訳が一致しない

《農場の分散配置について》

- 栽培試験については、多種多様な出願品種について最適な立地条件の下で特性を調査し、正確なデータを得る必要
- 指定種苗の集取・検査については、全国に散在する種苗業者へ出向き種苗を集取する必要
- 種苗生産については、栽培適地における隔離ほ場の確保、複数農場で栽培することによるリスク分散が必要

独立行政法人種苗管理センターの業務実績の評価結果（平成23～27年度）

項 目	各年度					第3期
	23	24	25	26	27 (案)	23～27 (案)
第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置						
1 農林水産植物の品種登録に係る栽培試験等	A	A	A	B	B	B
2 農作物（飼料作物を除く。）の種苗の検査、指定種苗の集取、立入検査等	A	A	A	B	B	B
3 ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産、配布等	A	A	A	B	B	B
4 1～3の業務に係る技術に関する調査及び研究	A	A	A	B	B	B
5 業務運営一般の効率化	A	A	A	B	B	B
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置						
1 農林水産植物の品種登録に係る栽培試験等	A	A	A	B	B	B
2 農作物（飼料作物を除く。）の種苗の検査、指定種苗の集取、立入検査等	A	A	A	B	B	B
3 ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産、配布等	A	A	A	B	B	B
4 1～3の業務に係る技術に関する調査及び研究	A	A	A	B	B	B
5 種苗に係る情報の収集、整理及び提供並びに技術指導	A	A	A	B	B	B
6 農作物に関する技術上の試験及び研究の素材となる植物の保存及び増殖	A	B	A	B	B	B
第3 予算、収支計画及び資金計画						
1 経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組	A	A	A	B	B	B
2 法人運営における資金の配分状況	A	A	A	B	B	B
第4 短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	—
第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画	A	A	A	B	B	B
第6 第5に係る財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	A	A	A	B	B	B
第7 剰余金の使途	—	—	—	—	—	—
第8 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項						
1 施設及び設備に関する計画	A	A	A	B	B	B
2 職員の人事に関する計画	A	A	A	B	B	B

（注1）27年度及び第3期は自己評価（案）である。

（注2）評価区分は、23～25年度は「A」が標準、26～27年度及び第3期中期計画は「B」が標準である。

農林水産植物の品種登録に係る栽培試験

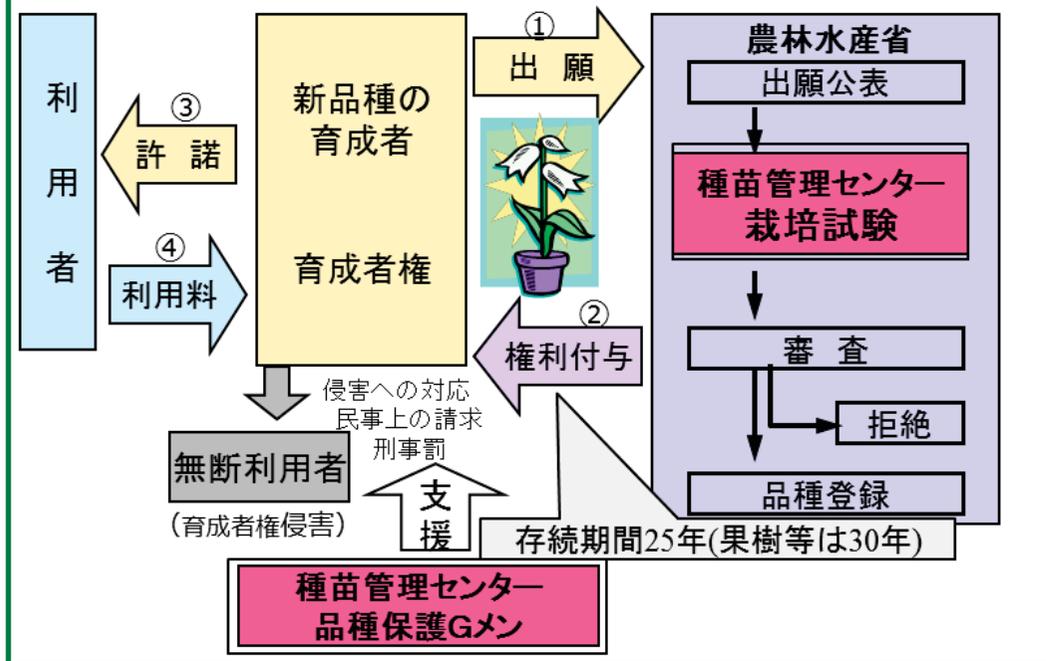
〔出願品種が新品種であるかどうかを国が審査するために必要な栽培試験〕

ユポフ

我が国は「植物新品種の保護に関する国際条約(UPOV)」に加盟し、種苗法(UPOV条約に対応した国内法)に基づく品種登録制度により、植物新品種の知的財産権(育成者権)の保護に取り組んでいる。

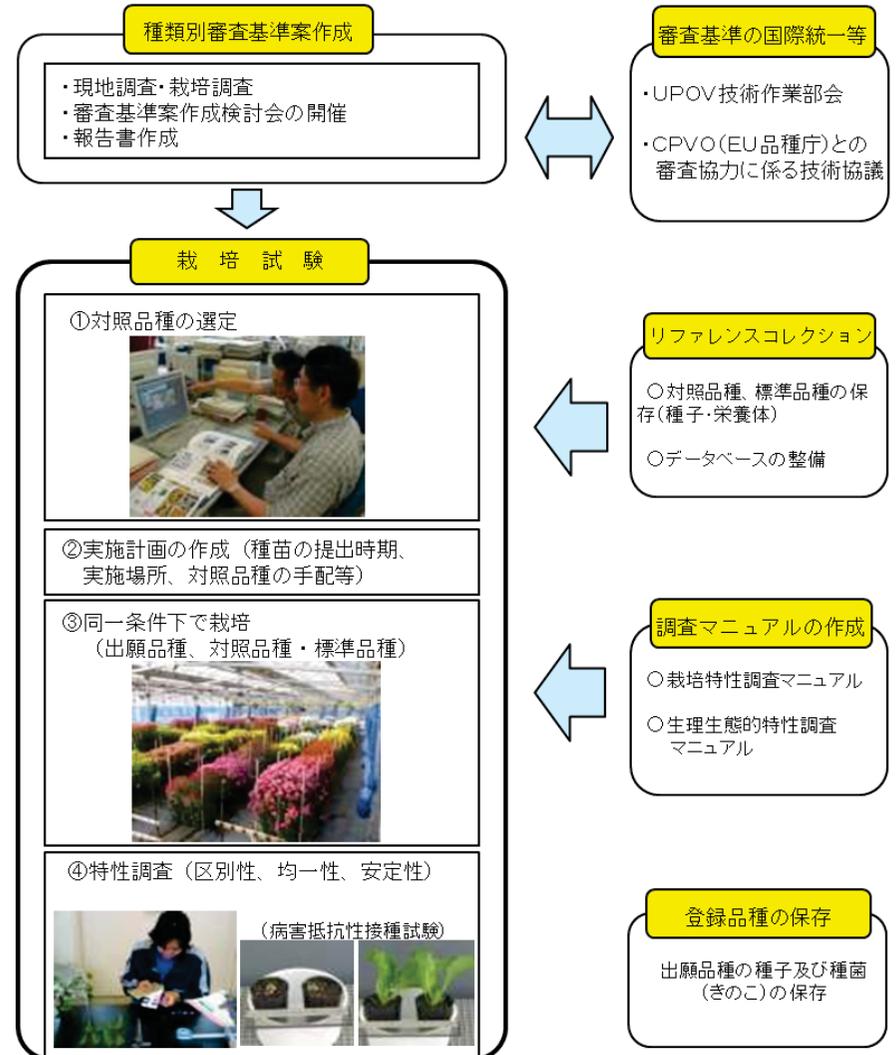
種苗管理センターでは、この制度の根幹である出願品種が新品種であるかどうかを国が判定するために必要な栽培試験を行っている。

種苗法による品種登録と育成者権の付与



- ・優良品種の開発促進
- ・付加価値の高い農産物の生産が加速、とくに生食用のみならず加工食品用やバイオ燃料用等様々な用途に適した新品種等の種苗が「6次産業化」を促進
- ・世界に向けて高品質な農産物の輸出を促進

栽培試験の流れ



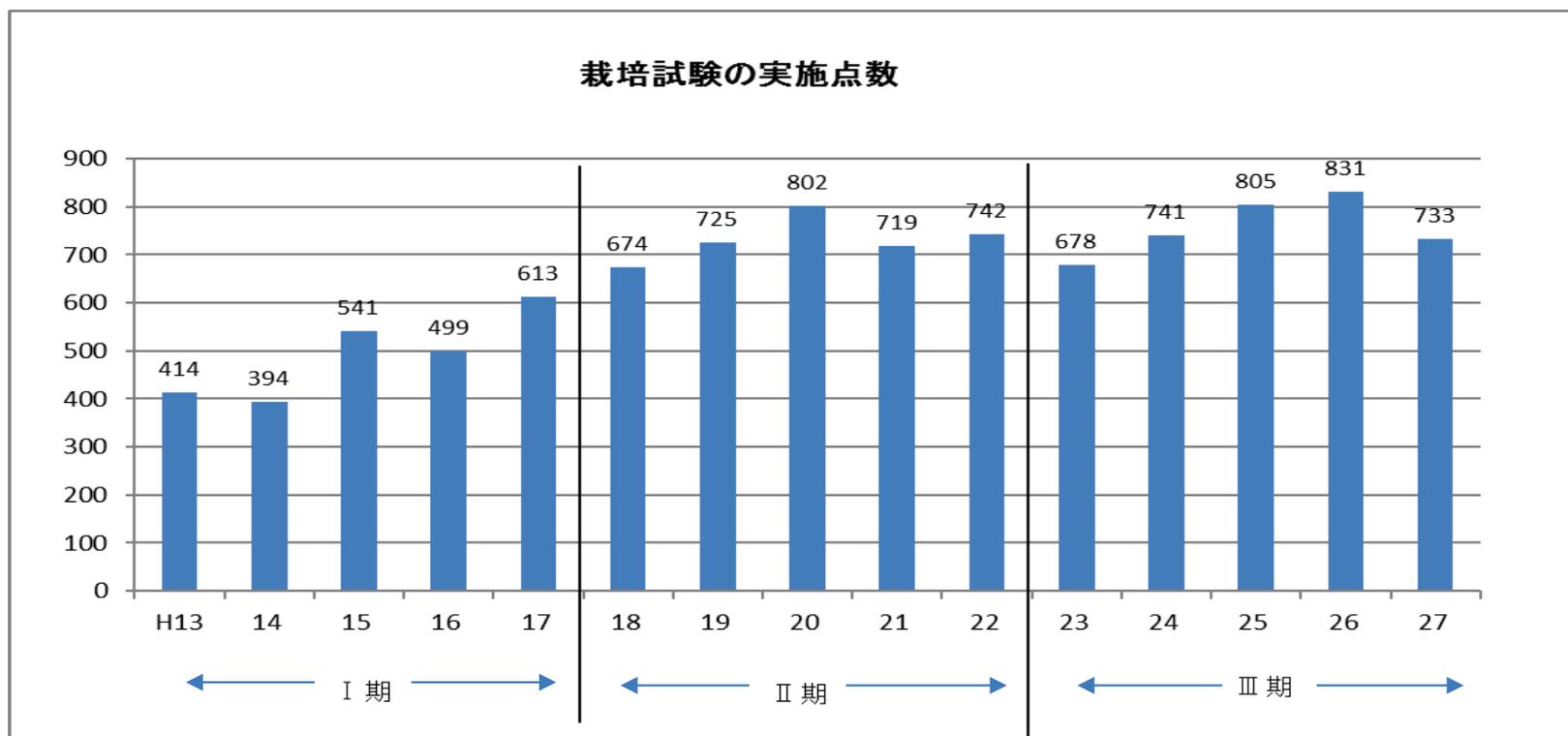
種苗法に基づく品種登録に係る栽培試験の着実な実施

○第3期中期計画期間の栽培試験の実施点数は、各年度とも目標点数を上回っている。
27年度についても実施目標点数666点に対し、733点を実施した。

○栽培試験の実施点数

	年度計画				
	H23	24	25	26	27
目標点数	648	717	771	687	666
実績点数	678	741	805	831	733
評価	A	A	A	B	B

(注) 中期計画(27年度)の目標点数は、前年度の出願点数(資料調査を除く)の70%以上である。

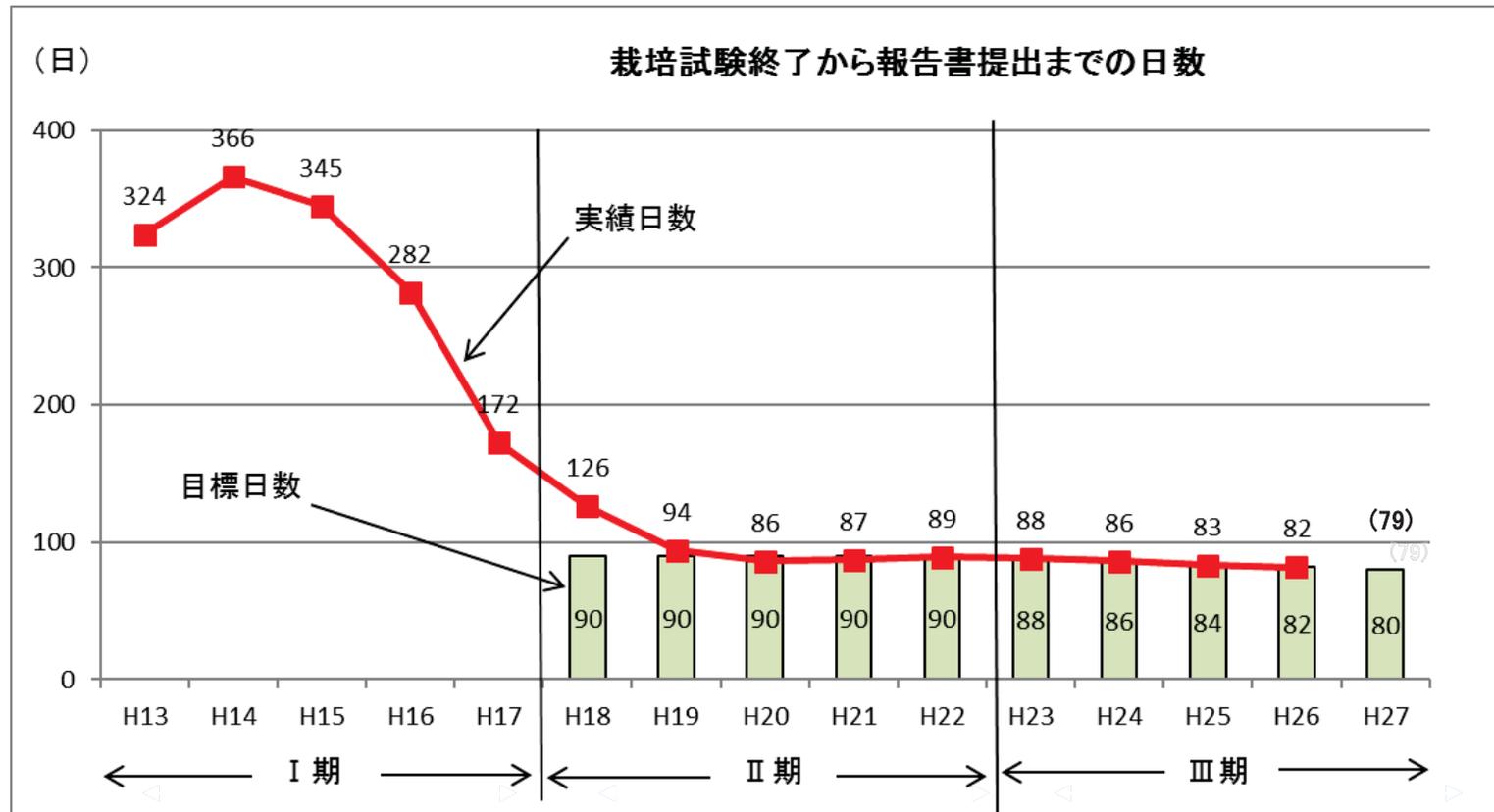


栽培試験終了日から報告書を農水省に提出するまでの日数の短縮化

○種苗管理センターが開発した栽培試験業務管理システムによる進行管理の徹底等により、栽培試験終了日から農林水産省に報告書を提出までの日数は、各年度とも目標日数以下であった。
27年度は目標日数80日以内に対し平均して79日(見込み)であり、中期計画も達成する見込みである。

栽培試験終了日から報告書を農水省に提出するまでの日数

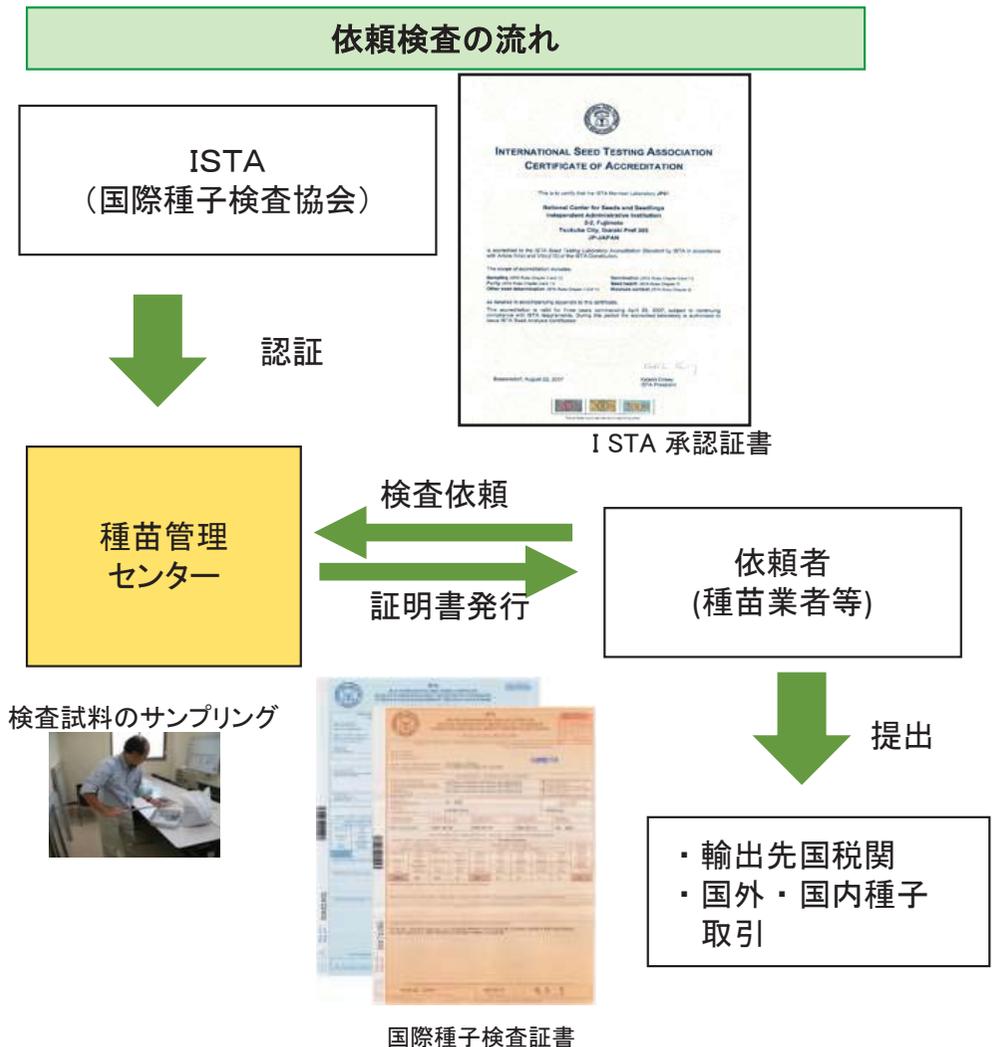
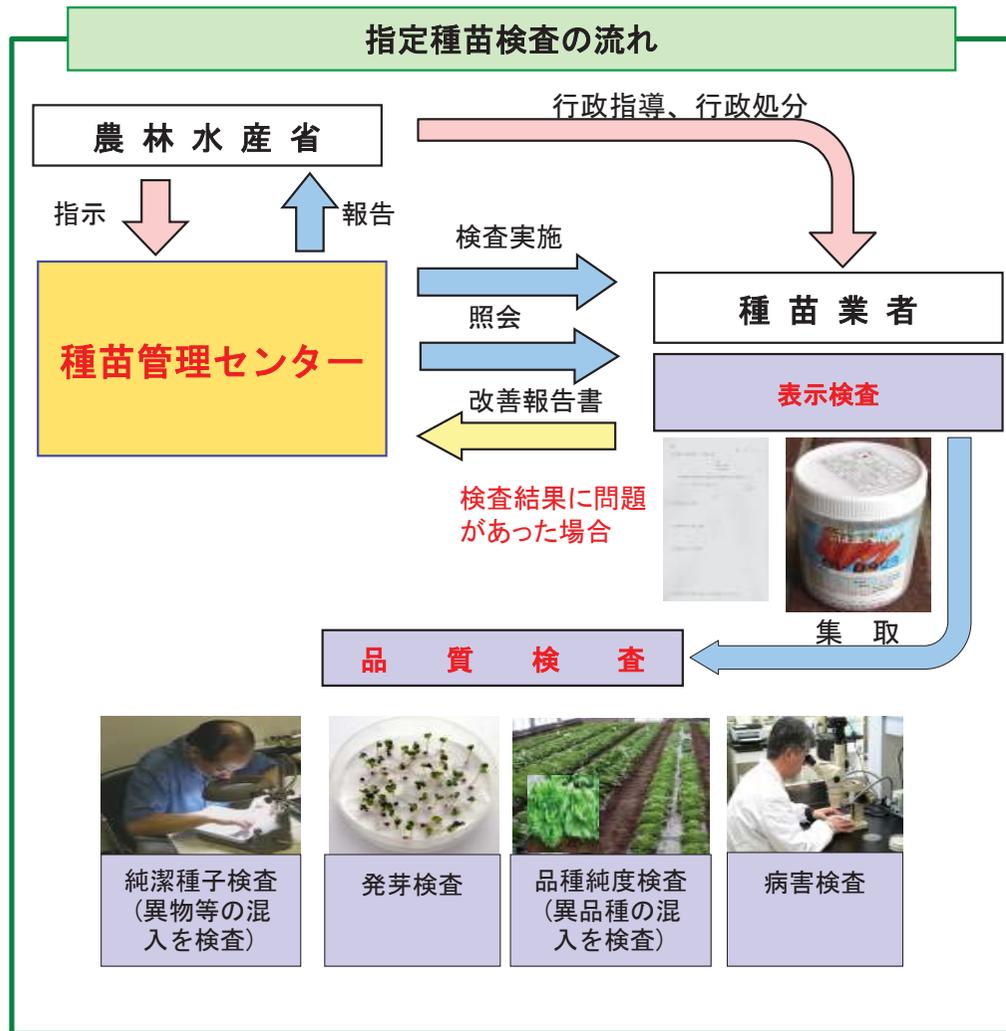
	年度計画					中期計画
	H23	24	25	26	27	H23-27
目標	88日	86日	84日	82日	80日	80日
実績	88日	86日	83日	82日	P(79日)	P(79日)
評価	A	A	A	B	(B)	(B)



農作物の種苗の検査

種苗検査では、農林水産大臣の指示に基づき指定種苗の表示や品質の検査を行い、検査結果に問題があった場合には、業者にその改善を求める。また、種苗業者等の依頼に応じて国際基準による種苗の品質検査を行い証明書を発行している。

※種苗は外観により品種や品質を識別することが困難であることから、種苗購入者の適切な選択に資するため、種苗法に基づき、食用農作物等農林水産大臣の指定する種苗(指定種苗)を取り扱う種苗業者に品種名、農薬の使用等について表示が義務付けられるとともに、野菜種子の生産等に関して守るべき基準が定められている。

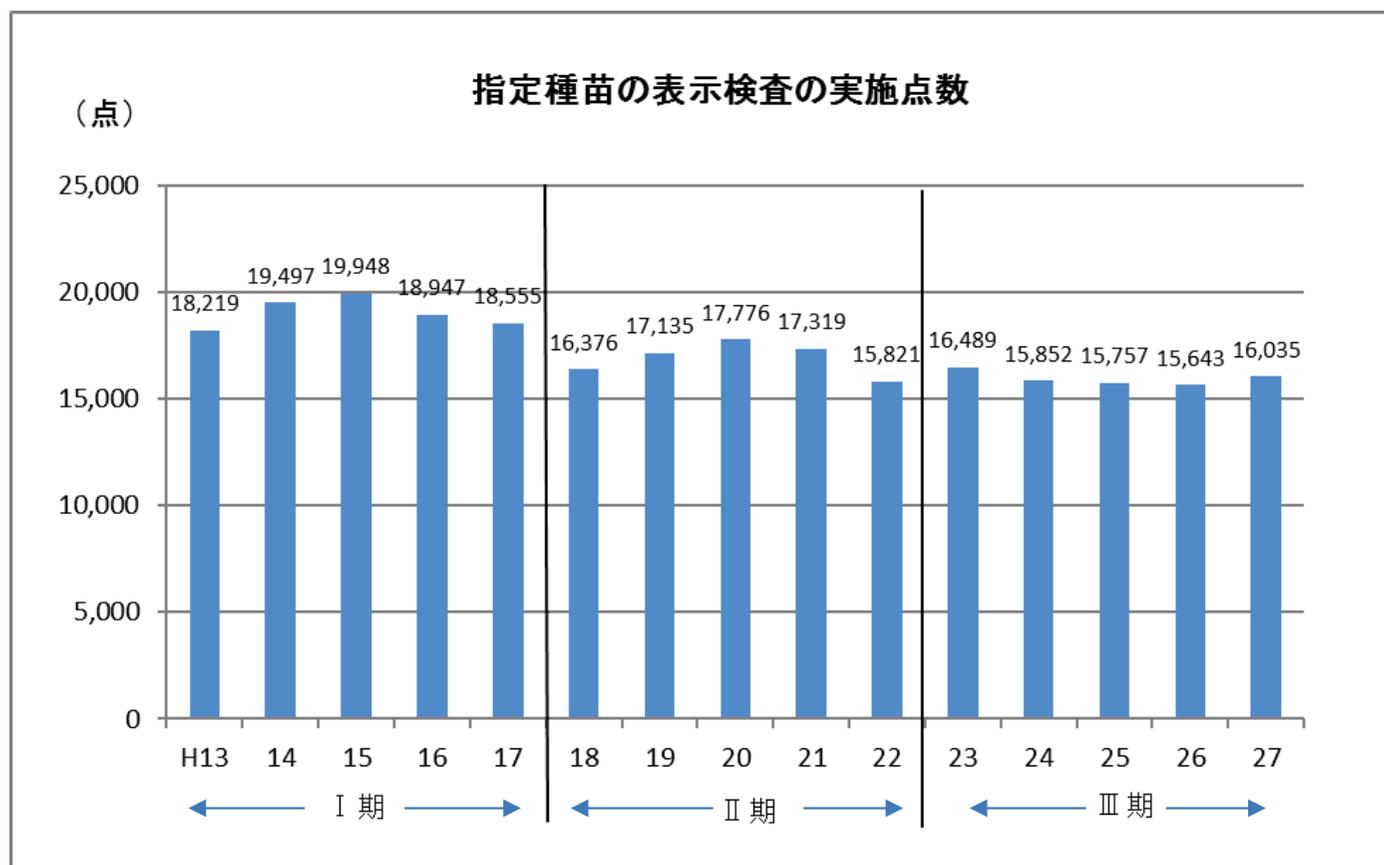


種苗法に基づく指定種苗の表示検査の着実な実施

○農林水産大臣から指示のあった指定種苗の表示検査(15,000点程度/年度)について、各年度とも目標を上回る点数を実施した。
表示検査の結果、不完全表示については書面による改善報告求め、検査結果を農林水産省に適切に報告した。

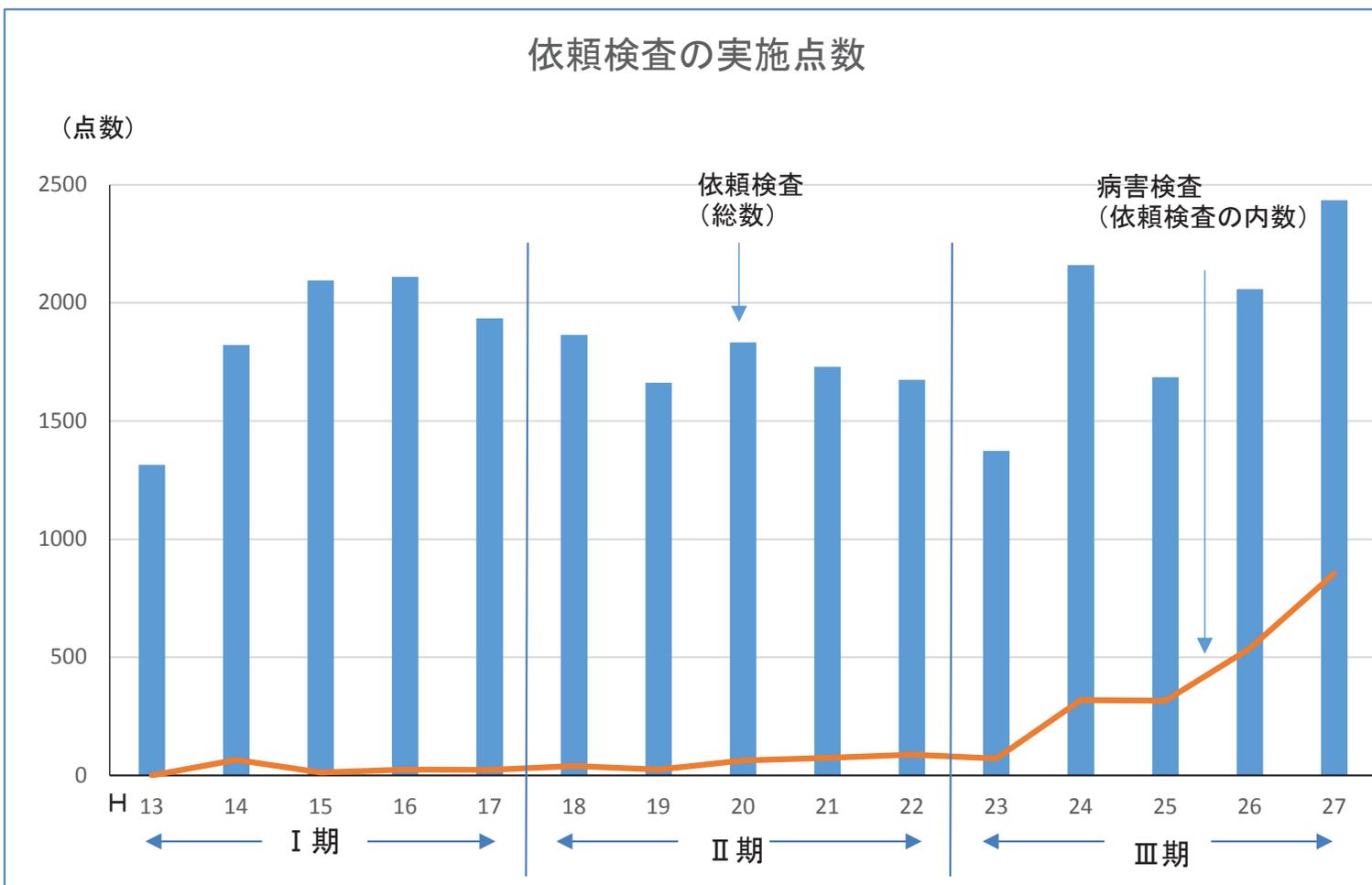
評価結果(種苗法に基づく表示検査の実施点数)

	年度計画					中期計画
	H23	24	25	26	27	H23-27
目標	毎年15,000点程度					
評価	A	A	A	B	B	B



病害検査の検査対象の拡大

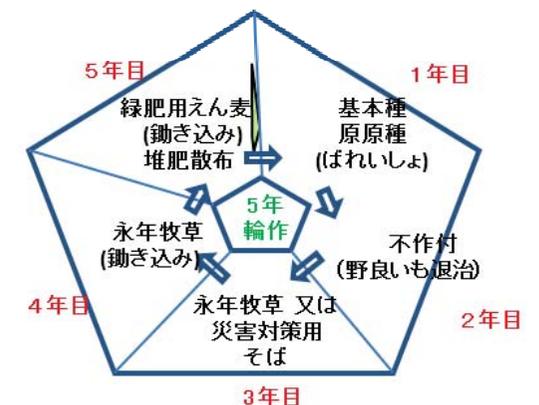
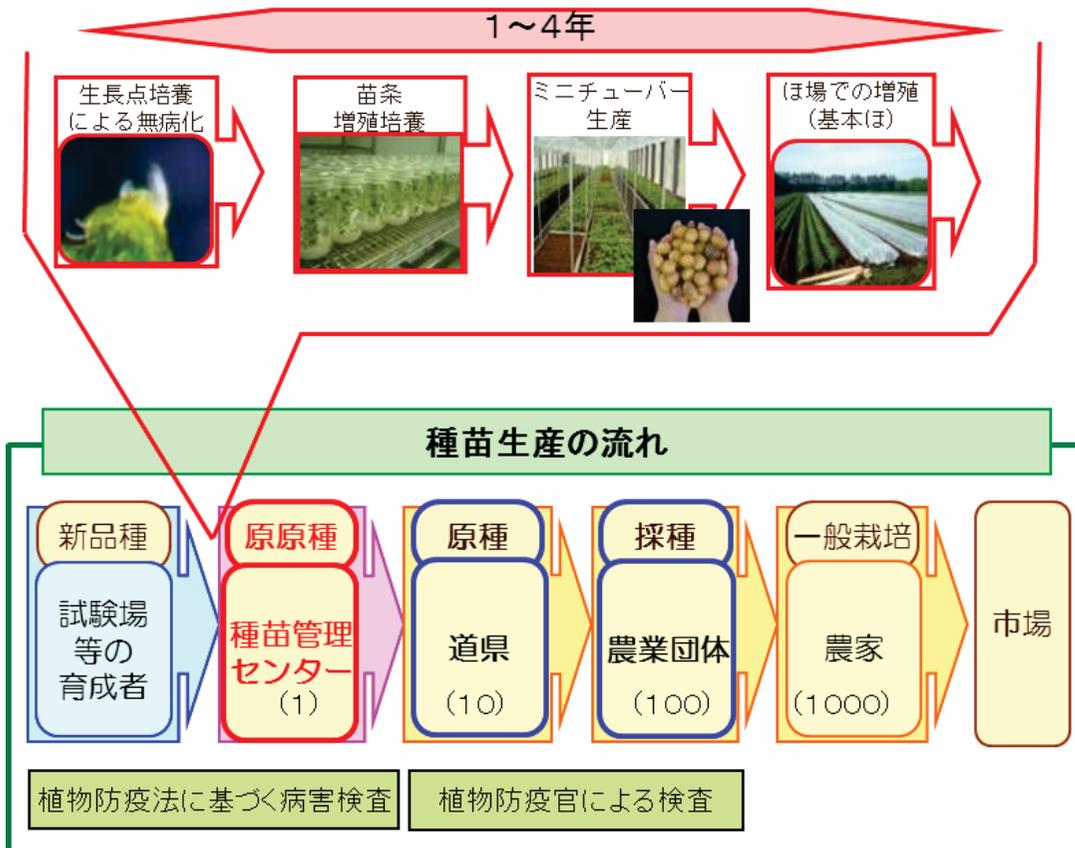
- 依頼検査のうち病害検査については、依頼者からの要請に基づくとともに調査研究の成果を踏まえ、第3期初期に12種類であった検査対象を、6種類拡大(目標:2種類以上拡大)した(評価:A)。
- この結果、依頼検査の実施点数は大幅に増加した。



ばれいしょ及びさとうきびの原原種の生産及び配布

ばれいしょ及びさとうきびは、ウイルス病やジャガイモシストセンチュウ等の種苗伝染性病害虫に侵されやすく、その被害が甚大である。なかでも、ばれいしょは植物防疫法上の唯一の国内検疫(指定種苗検疫)の対象となっており、また、同法により病害虫発生国からの輸入は原則として禁止されている。

このため種苗管理センター、道県、農業団体による3段階増殖体系が整備されており、種苗管理センターはその起点となる原原種を一元的に供給している。これにより、我が国のばれいしょの高生産性(主要生産国平均単収:1.8t/10a、我が国の単収:3.3t/10a)が支えられている。



ばれいしょ原原種の需要量に即した供給量の確保

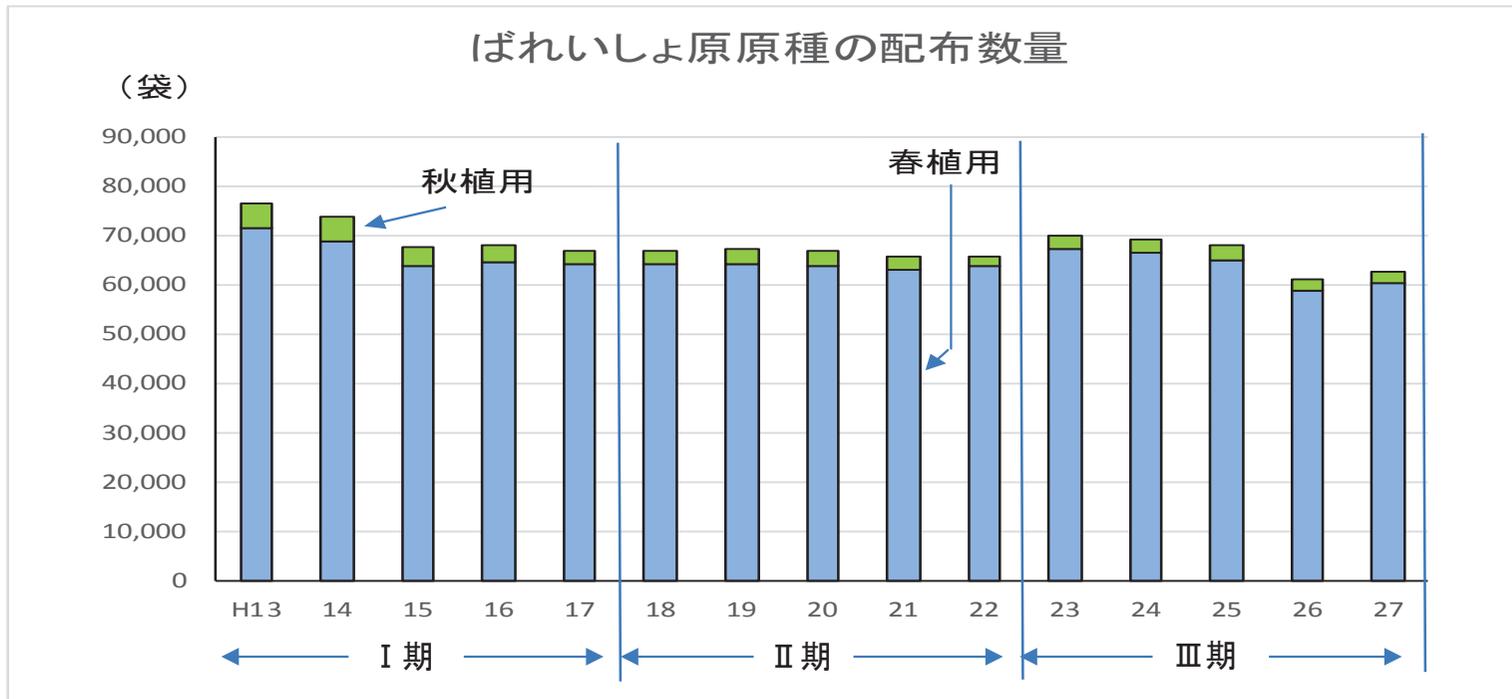
○ばれいしょ原原種については、道県の需要量を把握し、これに見合った生産計画を作成し、必要な供給量をほぼ確保した。

○26、27年度の春植用ばれいしょ原原種については、黒あし病の発生により一部品種で実需者と配布の調整を行ったことから、配布数量は目標を下回った。

黒あし病が発生した際には、本所に特別対策チーム、農場に現地対策チームを立ち上げ、速やかに関係機関に連絡するとともに、病株の処分や発生ほ場の立ち入り制限、薬剤防除の強化などを直ちに実施した。さらに、採種団体や試験研究機関等の関係者による「ばれいしょの黒あし病に関する検討会」を開催し、発生の経緯や要因分析、今後の対応方針を検討し、感染経路の解明に関する調査研究を行った。

ばれいしょの需要量に即した供給量の確保

	年度計画					中期計画
	H23	24	25	26	27	H23-27
春植用	A	A	A	C	B	B
秋植用	A	A	A	B	B	B



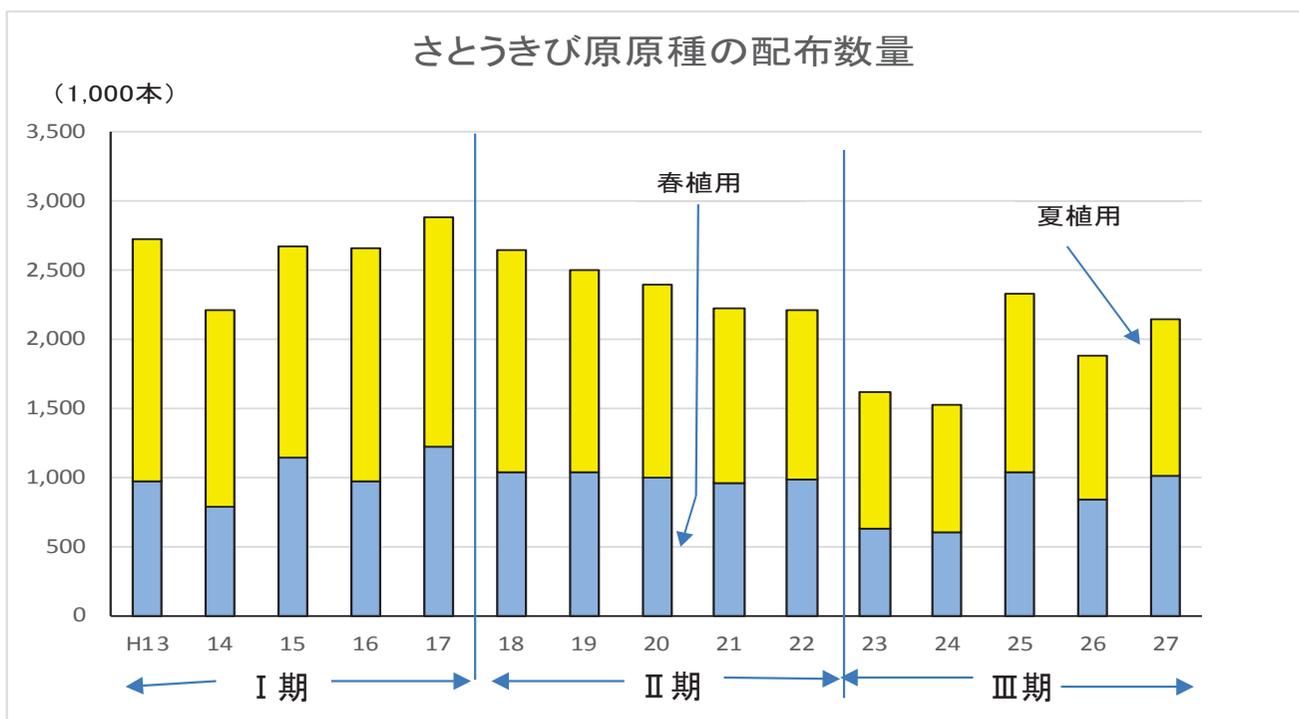
さとうきび原原種の需要量に即した供給量の確保

○春植用については23年度、24年度の沖縄農場及び26年度の鹿児島農場において、夏植用については23年度及び24年度の沖縄農場において、大型の台風が複数回、接近・通過したことで、断根、折損、側枝の伸長、メイチュウ類等の被害を受けたことで、大幅な減収となり、生産計画数量を確保することができなかった。

○台風被害に対しては、きび起こしなど生産回復対策、生育期間延長による生産量確保対策のほか、24年度補正予算による沖縄農場の防風林・防風柵の整備、台風対策マニュアルの策定などを行った。

さとうきびの需要量に即した供給量の確保

	年度計画					中期計画
	H23	24	25	26	27	H23-27
春植用	C	C	A	D	B	B
秋植用	B	C	A	B	B	B



植物遺伝資源の保存及び増殖

新品種育成の素材として欠かせない遺伝資源を保存するため、「ジーンバンク事業」のサブバンクとして、いも類・果樹類・茶・特用作物等、種子による保存ができない植物(栄養体植物)について、栽培しながら保存するとともに、特性を評価している。

栄養体植物の保存

いちごの栽培保存



りんごの栽培保存



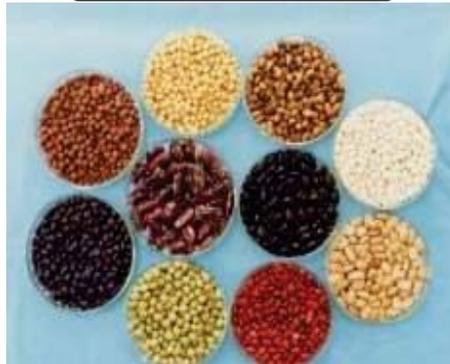
特性調査

ばれいしょの皮・肉色調査



種子の再増殖

増殖された各種豆類



○ 種苗管理センターの植物遺伝資源の保存点数

